

ごみ集積所を新たに設置する場合は事前協議が必要です (住宅団地の造成・分譲住宅の建設)

1 ごみ集積所の設置について

佐賀市の家庭ごみは、自治会または共同住宅の設置者などが設置したごみ集積所に排出し、そのごみは市が収集することとしております。ごみ集積所はごみを排出するうえで必要不可欠ですが、設置にあたり次のような問題が生じることがあります。

[ごみ集積所に係る問題]

- ・十分な広さが無く、ごみ集積所からごみがあふれてしまう
- ・ごみ集積所からの臭いやカラス等によりごみが散乱したことで住民から苦情があった
- ・ごみ収集車が通れない、安全にごみ収集ができない

このため、ごみ集積所の設置にあたっては、事前にごみ集積所を利用している住民その他関係者との協議やごみ収集を行う佐賀市（環境保全課）との協議が必要です。この協議が遅くなると、図面の変更など計画の見直しが必要となる場合もありますので、事業計画のできるだけ早い段階で環境保全課までご相談ください。

2 新規開発の場合のごみ集積所

(1) 申請者

開発事業者

(2) ごみ収集開始までの流れ

①開発事業の計画

②事前の協議

- ・事前協議では、環境保全課においてごみ収集開始までの今後の流れを説明させていただきます。
- ・ごみ集積所について、開発事業者で新規設置予定の場合、簡単な図面（位置図・配置図）をご持参ください。
- ・都市計画法上の開発行為以外でも以降の手順で手続きをお願いいたします。

【ごみ集積所設置の主な判断基準】

- ・ごみ集積所は10戸につき1箇所設置することを「**標準**」としています。
- ・開発が10戸以上の場合、ごみ集積所を開発事業者で新規に設置していただくこととなります。この場合、ごみ集積所の簡単な図面(位置図・配置図)をご持参ください。
- ・10戸未満の場合、自治会が設置している既存のごみ集積所を利用できる場合があります。自治会にご相談ください(自治会の方了承を得られなかった場合、新規に設置していただくこととなります。)
- ・その他、詳しくは佐賀市ホームページ「ごみ集積所に関する設置基準」をご確認ください。

③ごみ集積所について自治会と協議

ごみ集積所の新規設置または既存のごみ集積所利用について、自治会と協議してください。

④ごみ集積所に関する協議済書の提出

「佐賀市ごみ集積所に関する協議済書」は、自治会との協議終了の届出と佐賀市との（正式な）協議を申し出る書類です。

⑤都市計画法第32条協議

都市計画法第32条に基づく公共施設の管理者との協議

⑥都市計画法第29条開発許可申請

都市計画法第29条に基づく開発許可の申請

⑦建築開始

⑧ごみ集積所開始等届出書の提出

建築工事が終了し、入居開始7日前までに「佐賀市ごみ集積所開始等届出書」を提出し、ごみ収集の開始を依頼してください。

(3) 提出書類

- ・ 佐賀市ごみ集積所に関する協議済書（ファミリータイプ形式建築物用）…2部提出
- ・ 佐賀市ごみ集積所開始等届出書（集合住宅用）…1部提出

3 ごみ集積所の維持管理

ごみ集積所の維持管理は、自治会、ごみ集積所の利用者、集合住宅の所有者またはその管理者が共同して、自らの責任の下で行ってください。

4 開発事業者の皆さまへ「ごみ集積所確保」のお願い

ごみの排出は日常生活をしていくうえで必要不可欠なことであり、入居者が新たな生活を円滑にスタートできるよう、関係者との調整及び安心安全なごみ集積所の確保について、ご協力いただきますようお願いいたします。

【問合せ】 佐賀市役所 環境保全課
佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563 番地 1
電話：0952-30-2436 F A X：0952-30-2439
Mail：kankyohozen@city.saga.lg.jp